証券コード 7906

第64回
定時株主総会
招集ご通知

開催日時

2021年６月24日（木曜日）
午前10時
（受付開始予定時刻：午前９時）

開催場所（会場が前回と異なっております）

東京都台東区池之端
一丁目４番１号
東天紅上野店　３階　鳳凰の間
（軽食のご用意はございません）

議決権行使期限

2021年６月23日（水曜日）
午後５時30分まで

■ご来場自粛のお願い■

新型コロナウイルス感染症感染拡大防止の観点から、**書面又はインターネット等により事前の議決権行使をいただき**、本年は本株主総会への**ご来場はお控えいただきますようお願い申し上げます。**
※本年は**ご来場記念品の配布・株主総会終了後の懇親会につきましては中止**とさせていただきます。
今後の流行状況により、株主総会運営・会場に大きな変更が生じる場合は、当社ウェブサイト（https://www.yonex.co.jp）にてお知らせ申し上げます。

目　次

第64回定時株主総会招集ご通知 …… 1
株主総会参考書類
第１号議案 剰余金処分の件…… 4
第２号議案 取締役8名選任の件 …… 5
第３号議案 退任取締役への退職慰労金贈呈の件…… 14
提供書面
事業報告 …… 15
計算書類 …… 32
監査報告書 …… 36

ヨネックス株式会社

証券コード　7906

2021年６月７日

株　主　各　位

東京都文京区湯島三丁目23番13号
ヨネックス株式会社
代表取締役社長　林　田　草　樹

第64回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。
　さて、当社第64回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。
　なお、本年は新型コロナウイルス感染症の状況に鑑み、株主の皆様の安全を最優先に本株主総会へのご来場をお控えいただき、書面またはインターネット等により議決権を行使（期限：2021年６月23日（水曜日）午後５時30分まで）くださいますようお願い申し上げます。

敬　具

記

1日　　時	**2021年６月24日（木曜日）午前10時（受付開始予定時刻：午前９時）**
2場　　所	東京都台東区池之端一丁目４番１号 **東天紅上野店　３階　鳳凰の間** **（会場が前回と異なっております）**
3目　的　事　項	**報告事項**　１．第64期（2020年４月１日から2021年３月31日まで） 事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類 監査結果報告の件 ２．第64期（2020年４月１日から2021年３月31日まで） 計算書類報告の件 **決議事項**　第１号議案　剰余金処分の件 第２号議案　取締役8名選任の件 第３号議案　退任取締役への退職慰労金贈呈の件
4インターネットによる開示事項	本招集ご通知において提供すべき書類のうち、次に掲げる事項については、法令及び当社定款第14条に基づき、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、本株主総会招集ご通知の提供書面には記載しておりません。 ・事業報告の「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況」 ・連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」「注記事項」 ・計算書類の「株主資本等変動計算書」「注記事項」 したがいまして、本株主総会招集ご通知の提供書面に記載している事業報告、連結計算書類及び計算書類は、監査役及び会計監査人が監査した書類の一部であります。

以　上

　当日は軽装（クールビズ）にて対応させていただきますので、ご了承賜りますようお願い申し上げます。
なお、株主総会参考書類並びに事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載させていただきます。

当社ウェブサイト（https://www.yonex.co.jp）

議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様の大切な権利です。
後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使してくださいますようお願い申し上げます。
議決権を行使する方法は、以下の３つの方法がございます。

ご 推 奨

株主総会にご出席される場合

同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日　時

2021年6月24日（木曜日）
午前10時（受付開始：午前9時）

書面（郵送）で議決権を行使される場合

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。

行使期限

2021年6月23日（水曜日）
午後５時30分到着分まで

インターネット等で議決権を行使される場合

次頁の案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

行使期限

2021年6月23日（水曜日）
午後５時30分入力完了分まで

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

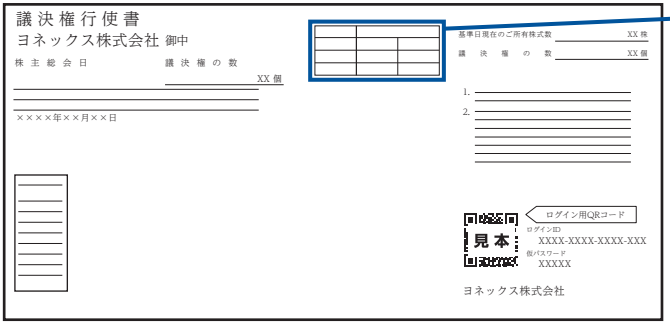

こちらに議案の賛否をご記入ください。

第１号議案・第３号議案

- 賛成の場合 ≫ 「賛」の欄に○印
- 反対する場合 ≫ 「否」の欄に○印

第２号議案

- 全員賛成の場合 ≫ 「賛」の欄に○印
- 全員反対する場合 ≫ 「否」の欄に○印
- 一部の候補者に反対する場合 ≫ 「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

※議決権行使書はイメージです。

● 議決権行使のお取扱い

1．**書面（郵送）及びインターネット等の両方で議決権行使をされた場合は、インターネット等による議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。**
2．**インターネット等により複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。**

インターネット等による議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法

議決権行使書用紙に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

1　議決権行使書用紙に記載のQRコードを読み取ってください。

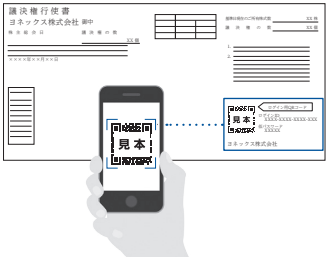

※「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

2　以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

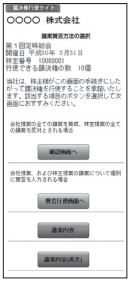

QRコードを用いたログインは１回に限り可能です。
再行使する場合、もしくはQRコードを用いずに議決権を行使する場合は、右の「ログインID・仮パスワードを入力する方法」をご確認ください。

ログインID・仮パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト　https://evote.tr.mufg.jp/

1　議決権行使ウェブサイトにアクセスしてください。

2　議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力しクリックしてください。

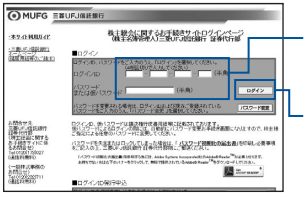

3　新しいパスワードを登録する。

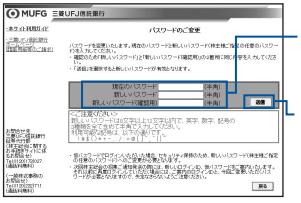

4　以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使で
パソコンやスマートフォン、携帯電話の操作方法などが
ご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三菱UFJ信託銀行株式会社　証券代行部　ヘルプデスク
0120－173－027
（通話料無料／受付時間 9：00～21：00）

機関投資家の皆様は、株式会社ICJの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

株主総会参考書類

第１号議案　剰余金処分の件

剰余金処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

当社は、株主の皆様に対する利益還元を重要な会社の経営政策として位置づけており、安定的かつ適正な配当水準を維持することを基本方針としております。第64期の期末配当につきましては、当事業年度の業績及び今後の経営環境を勘案し、以下のとおりといたしたいと存じます。

① 配当財産の種類
金銭といたします。

② 配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式１株につき２円50銭とさせていただきたいと存じます。
なお、この場合の配当総額は219,151,680円となります。

③ 剰余金の配当が効力を生じる日
2021年６月25日といたしたいと存じます。

第２号議案　取締役８名選任の件

本総会終結の時をもって現任の取締役全員（８名）が任期満了となります。

当社の取締役会は、経営理念の実現に努めるとともに、中長期的な企業価値向上と持続的な成長に向けた基盤とするため、当社が必要とする知識、知見、経験、能力や実績等に加え、ダイバーシティに配慮した人財で構成することとしています。

また、社外取締役には、独立した立場から当社の経営戦略に対する助言等を行い、意思決定の客観性を高め、豊富な経験と幅広い見識を当社の経営に活かしていただくことを期待しています。つきましては、取締役８名の選任をお願いしたく、その取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏　名	当社における地位	
1	米山（よねやま）　勉（べん）	代表取締役会長	再任
2	林田（はやしだ）　草樹（くさき）	代表取締役社長	再任
3	米山（よねやま）　修一（しゅういち）	常務取締役	再任
4	廣川（ひろかわ）　亘（わたる）	取締役	再任
5	アリサヨネヤマ		新任
6	岩野（いわの）　美之（みゆき）		新任
7	マイケルモリズミ	社外取締役	再任　社外　独立
8	大坪富貴子（おおつぼふきこ）	社外取締役	再任　社外　独立

再任　再任取締役候補者　新任　新任取締役候補者　社外　社外取締役候補者　独立　証券取引所の定めに基づく独立役員

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
1	米山 勉(よねやま べん) (1956年8月16日生)	1981年8月　ヨネックス貿易株式会社 （現当社海外営業部）入社 1985年8月　当社取締役 1993年6月　当社常務取締役 2005年6月　当社専務取締役 2007年6月　当社代表取締役社長、経営総括、営業本部長 2010年4月　当社マーケティング本部長 2015年6月　当社代表取締役会長（現任） 〔重要な兼職の状況〕 YONEX CORPORATION取締役会長 YONEX U.K. LIMITED取締役社長 YONEX GmbH取締役会長 YONEX SPORTS（CHINA）CO.,LTD.董事長 YONEX TAIWAN CO.,LTD.董事長	2,549,440株
(取締役候補者とした理由) 米山 勉氏は、長期に亘る海外での豊富な経営経験と業務を通じて培われた幅広い見識により、当社グループのグローバル展開を牽引してまいりました。未曽有の世界的な感染症拡大による経営危機にあっても的確な経営方針を示して業績の早期回復に努めるなど、取締役会においては積極的に経営理念に基づく提言を行っており、経営の監督を適切に遂行しております。これらのことから、当社の重要な意思決定機能の強化及び業務執行の監督を通じて、当社の持続的な企業価値の向上を実現するために適任と判断し、引き続き取締役候補としました。			

(注) 取締役候補者米山勉氏の氏名のふりがなは、通常使用しております読み方を記載しております。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
2	林田 草樹 (1957年10月5日生)	1980年3月　当社入社 1997年6月　当社取締役 2007年6月　当社常務取締役、営業本部副本部長、当社国内営業統括、大型店事業部長 2011年6月　当社専務取締役、営業本部長、当社国内営業統括 2013年6月　当社代表取締役専務、経営総括 2015年6月　当社代表取締役社長（現任）	32,400株
(取締役候補者とした理由) 林田 草樹氏は、長く営業部門を統括し、当社がグローバル戦略を推進する上での事業基盤の確立に貢献した実績と経験を有しており、その豊富な経験と見識により、当社の経営を適切に監督しております。また、代表取締役社長として、事業環境が大きく変化する中で、成長基盤の構築や将来を見据えた改革を推進し、当社の中長期的な成長と企業価値の向上を図っております。これらのことから、当社の重要な意思決定機能の強化及び業務執行の監督を通じて、当社の持続的な企業価値の向上を実現するために適任と判断し、引き続き取締役候補としました。			
3	米山 修一 (1960年12月31日生)	1983年3月　当社入社 2005年6月　当社取締役 2007年6月　当社常務取締役（現任） 2011年10月　YONEX GmbH取締役社長 2013年6月　当社欧州統括 2016年5月　当社営業本部副本部長、海外営業統括、YONEX CORPORATION取締役、YONEX TAIWAN CO.,LTD.董事 2017年6月　当社総務統括、法務室長（現任） 2019年6月　当社総務本部長（現任）	4,280,000株
(取締役候補者とした理由) 米山 修一氏は、製品開発統括、海外子会社社長、海外営業統括、総務統括等、幅広い分野での業務経験があり、その業務を通じて豊富な経験と知識を有しており、当社の経営を適切に監督しております。また、DX（デジタルトランスフォーメーション）による業務改革を主幹として積極的に推進し企業価値の向上を図るとともに、リスク管理・コンプライアンス担当として、感染症拡大への対応や全社的なリスク管理を主導しております。これらのことから、当社の重要な意思決定機能の強化及び業務執行の監督を通じて、当社の持続的な企業価値の向上を実現するために適任と判断し、引き続き取締役候補としました。			

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
4	廣川（ひろかわ） 亘（わたる） （1960年６月15日生）	1983年３月　当社入社 2003年９月　YONEX GmbH取締役支配人 2007年８月　当社海外営業部長 2011年10月　当社製品開発部長 2013年４月　当社製品開発統括 2013年６月　当社執行役員（現任） 2016年12月　当社マーケティング本部副本部長、グローバル戦略室長（現任） 2019年６月　当社取締役（現任）、マーケティング本部長（現任）	49,575株
（取締役候補者とした理由） 廣川 亘氏は、海外子会社における経営経験を有し、当社ブランドの海外展開を主導してきました。そのグローバルな視点をもって製品開発やマーケティングの責任者を歴任し、ものづくりの進化と事業のグローバル化を牽引するとともに、これらの業務を通じて培った豊富な経験と見識により、当社の経営を適切に監督しております。これらのことから、当社の重要な意思決定機能の強化及び業務執行の監督を通じて、当社の持続的な企業価値の向上を実現するために適任と判断し、引き続き取締役候補としました。			
5	※ アリサ　ヨネヤマ （1987年６月28日生）	2010年８月　カリフォルニア大学バークレー校　東アジア研究所日本研究センター　プロジェクトコーディネーター 2014年１月　XYZ.COM LLC 入社 2014年６月　同マーケティングコーディネーター 2015年６月　同マーケティングマネージャー 2016年３月　YONEX CORPORATION 入社マーケティングマネージャー 2018年１月　同シニア・マーケティングマネージャー（現任） 2019年６月　当社執行役員（現任）、マーケティング本部副本部長（現任） 2021年４月　YONEX CORPORATION　取締役（現任）	300,280株
（取締役候補者とした理由） アリサ ヨネヤマ氏は、海外におけるマーケティングの豊富な経験を有し、当社ではアメリカ現地法人を主に活動の場としながら、ＳＮＳを含む多様なメディアを利用したブランドイメージ戦略のグローバル展開を牽引しております。また、時代の急激な変化に素早く対応できる経営としていくために、グローバルな感覚を持つ若い世代として取締役会のダイバーシティ推進に寄与し、重要な意思決定機能の強化及び業務執行の監督を通じて、当社の持続的な企業価値の向上を実現するために適任と判断し、新たに取締役候補としました。			

（注）１．戸籍上の氏名は米山有沙であります。
　　２．※印は、新任の取締役候補者であります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
6	※ 岩野美之(いわのみゆき) (1966年4月28日生)	1991年３月　当社入社 2014年４月　当社新潟生産本部　技術開発第一部長 2016年12月　当社新潟生産本部　技術開発総括、技術開発第一部長 2019年６月　当社執行役員　新潟工場　技術開発総括（現任）	1,766株
(取締役候補者とした理由) 岩野美之氏は、経営理念である「独創の技術と最高の製品」の具現化に邁進し、新潟工場の技術開発責任者として長く製品開発を指揮し、インド工場の新規設立に際し技術指導、生産管理を主導するなど、当社主力製品のものづくりを牽引してまいりました。その業務を通じて培った豊富な経験と見識により、取締役会の監督機能の強化が期待されます。これらのことから、当社の重要な意思決定機能の強化及び業務執行の監督を通じて、当社の持続的な企業価値の向上を実現するために適任と判断し、新たに取締役候補としました。			
7	マイケル　モリズミ (1959年11月９日生)	1987年５月　メリルリンチ証券入社 1990年４月　リーマン・ブラザーズ証券入社 1993年６月　ベアリング証券入社 1995年８月　メリルリンチ証券入社 2000年６月　UBSウォーバーグ証券㈱入社 2002年７月　㈱パシフィックIR代表取締役（現任） 2009年12月　㈱アスラポート・ダイニング社外監査役 2016年６月　当社社外取締役(現任) 〔重要な兼職の状況〕 ㈱パシフィックIR代表取締役	－株
(社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要) マイケル モリズミ氏は、証券アナリストとして長年に亘り活躍し、経営分析に長けた幅広い見識と豊富な経験を有しており、取締役会においては、これらの見識及び経験、国際感覚を生かし、重要事項の審議にあたり発言・提言を行っていただいております。また、報酬諮問委員会の委員長として、役員報酬制度の改革に取り組み、役員報酬の透明性・公正性を確保するため、活発な議論に貢献いただいております。これらのことから、これまでの豊富な経験を活かし、独立社外取締役として、同氏に経営に対する適切な監督機能を発揮いただけることが期待できるため、引き続き社外取締役候補者としました。			

(注) ※印は、新任の取締役候補者であります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
8	大坪（おおつぼ） 富貴子（ふきこ） (1959年11月13日生)	1982年４月　大成建設㈱入社 1993年１月　Toyo Steel Venture Capital Corporation USA入社 1997年４月　㈱武富士　財務部国際財務部次長 2002年４月　㈲アルファバイオテック社（現smartData Japan㈱）代表取締役（現任） 2008年８月　㈱富士バイオメディックス社外監査役 2016年６月　当社社外取締役（現任） 2019年３月　ミツフジ㈱社外取締役（現任） 〔重要な兼職の状況〕 smartData Japan㈱代表取締役 ミツフジ㈱社外取締役 (注) ㈱Gold Communicationsは2021年４月30日付で社名をsmartData Japan㈱に変更いたしました。	―株

(社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要)

大坪 富貴子氏は、国内外の企業において要職を歴任され、豊富な経験と財務に係る高度な知識やヘルスサービス、食による健康長寿等の分野における専門的な見識を有しており、性別や国籍を含むダイバーシティを推進する取締役会において、これらの見識及び経験、国際感覚を生かし、多様な視点から重要事項の審議にあたり発言・提言を行っていただいております。また、報酬諮問委員会の委員として、役員報酬制度の改革に取り組み、役員報酬の透明性・公正性を確保するため、活発な議論に貢献いただいております。これらのことから、これまでの豊富な経験を活かし、独立社外取締役として、同氏に経営に対する適切な監督機能を発揮いただけることが期待できるため、引き続き社外取締役候補者としました。

(注) 1．各取締役候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

2．マイケルモリズミ氏及び大坪富貴子氏は社外取締役候補者であります。

3．社外取締役候補者に関する事項は、以下のとおりであります。

①社外取締役に就任してからの年数

マイケルモリズミ氏の在任期間は、本総会終結の時をもって５年であります。

大坪富貴子氏の在任期間は、本総会終結の時をもって５年であります。

②責任限定契約の内容の概要

当社は社外取締役であるマイケルモリズミ氏及び大坪富貴子氏との間で、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該責任限定契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額を限度としております。本議案において両氏の選任をご承認いただいた場合、当社は、両氏との間の責任限定契約を継続する予定であります。

③当社は、マイケルモリズミ氏及び大坪富貴子氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し届け出ております。本議案において両氏の選任をご承認いただいた場合、当社は両氏の独立役員としての指定を継続する予定であります。

4. 役員等賠償責任保険契約の概要

当社は、取締役及び監査役を被保険者として以下の内容を概要とする役員等賠償責任保険契約を締結しており、2021年7月に更新する予定です。本議案において各氏の選任が承認可決された場合には、再任の候補者は引き続き、新任の候補者は新たに、当該保険の被保険者となります。

(1) 填補の対象となる保険事故の概要

被保険者である役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生じることのある損害について填補するものです。

(2) 保険料

保険料は全額当社負担としております。

(3) 職務の適正性が損なわれないたの措置

保険契約に免責事由の定めを設けており、当該免責額までの損害については補填の対象としないこととしております。

【ご参考】当社の「社外役員の独立性判断基準」について

当社は、ガバナンスの客観性および透明性を確保するために、社外役員の独立性に関する基準を以下のとおり定めております。

当社は、社外役員または社外役員候補者が、当社において合理的に可能な範囲で調査した結果、次の各項目のいずれにも該当しないと判断される場合に、独立性を有しているものと判断する。

1．当社グループの業務執行者（注１）、または過去10年間において当社グループの業務執行者であった者
2．当社の現在の主要株主（総議決権の10％以上の議決権を直接または間接的に保有している者）、またはその業務執行者
3．当社グループが総議決権の10％以上の議決権を直接または間接的に保有している法人その他の団体の業務執行者
4．当社グループの主要な取引先（直近事業年度の連結売上高の２％以上）の業務執行者
5．当社グループを主要な取引先とする法人その他団体（当該団体の直近事業年度の連結売上高の２％以上）の業務執行者
6．当社グループの主要な借入先（注２）の業務執行者
7．当社グループの会計監査人である監査法人に所属する者であって、当社グループの監査業務を実際に担当（ただし、補助的関与は除く。）していた者
8．当社グループから役員報酬以外に多額の金銭その他の財産（注３）を得ているコンサルタント、弁護士、公認会計士等の専門的サービスを提供する者（当該財産を得ている者がコンサルティングファーム、法律事務所、会計事務所等の法人、組合等の団体の場合は、当該団体に所属する者）
9．当社グループから多額の寄付（注４）を受けている者（当該多額の寄付を受けている者が法人、組合等の団体である場合は、当該団体の業務執行者）
１０．当社グループの業務執行者を役員に選任している法人その他団体の業務執行者
１１．上記２から１０のいずれかに過去３年間において該当していた者
１２．上記１から１１までのいずれかに該当する者が重要な者（注５）である場合において、その者の配偶者または二親等以内の親族

（注１）「業務執行者」とは、法人その他の団体の業務執行取締役、執行役、執行役員、その他これらに準じる者および使用人をいう。なお、社外監査役の独立性を判断する場合は、非業務執行取締役を含む。
（注２）「主要な借入先」とは、直近事業年度において、当社の資金調達において必要不可欠であり、代替性がない程度に依存している金融機関その他の大口債権者をいう。

（注３）「多額の金銭その他の財産」とは、個人の場合は年間1,000 万円以上、法人その他団体の場合は、当該団体の連結売上高または総収入の２％を超えることをいう。

（注４）「多額の寄付」とは、年間1,000 万円または当該団体の年間総費用の30％のいずれか大きい額を超えることをいう。

（注５）「重要な者」とは、業務執行取締役、執行役、執行役員及び部長職以上の上級管理職にあたる使用人をいう。

以　上

第３号議案　退任取締役への退職慰労金贈呈の件

本総会終結の時をもって取締役を退任される小林和夫氏及び海老原宏明氏に対し、在職中の功労に報いるため、当社所定の基準に従い相当額の範囲内で退職慰労金を贈呈いたしたく存じます。

なお、その具体的金額、贈呈の時期及び方法等については、取締役会にご一任いただきたいと存じます。

退職慰労金の贈呈を相当とする理由は、取締役として当社の業績及び企業価値の向上に尽力したためであり、その金額は当社役員退職慰労金支給内規に基づき算定するものであります。

退任取締役の略歴は次のとおりであります。

氏　名	略　歴
小林（こばやし）　和夫（かずお）	2005年６月　当社取締役就任（現在に至る）
海老原（えびはら）　宏明（ひろあき）	2017年６月　当社取締役就任（現在に至る）

以　上

（提供書面）

事　業　報　告

（2020年４月１日から
2021年３月31日まで）

１．経営成績等の概況

⑴　当期の経営成績の概況

当連結会計年度における当社グループの業績は、第１四半期は新型コロナウイルス感染症拡大により、主に日本と中国で大きな影響を受けましたが、その後中国は比較的早く回復し、日本、北米も続いて回復基調となりました。この間、当社グループでは感染状況が落ち着き始めた地域において、販売店や各競技連盟、協会の協力のもと小規模な大会の開催や、SNS上での積極的な情報発信、スポーツフェイスマスク等の新たな需要に即した商品開発等に継続して取り組み、スポーツ活動の再開とお客様の健康増進の後押しに注力しました。こうした活動の結果、特に中国は力強い回復を見せ、その他の地域も徐々に回復し、第４四半期のグループ全体の売上高は前年を上回りました。しかし、第１四半期の減収の影響や、感染状況が改善していない東南アジア、インド、イギリス等の地域での主力のバドミントンにおける屋内競技施設の閉鎖や利用制限等の影響により、連結売上高は51,554百万円（前期比16.8％減）となりました。利益については、減収に伴い売上総利益が減少した影響が大きい一方で、各競技の大会中止に伴い広告宣伝費が減少したことや全社で経費の削減に努めたことにより例年に比べて販管費が大幅に減少し、営業利益は1,032百万円（前期比57.4％減）、助成金収入等により経常利益は1,823百万円（前期比19.5％減）、親会社株主に帰属する当期純利益は1,102百万円（前期比33.3％減）となりました。なお、当社現地法人（中国、台湾、北米、ドイツ、イギリス子会社及びインド製造子会社）は2020年１月から12月の業績を連結対象としており、2020年12月31日現在の計算書類を使用しています。

セグメントの業績は、次のとおりであります。

①スポーツ用品事業

イ．［日本］

国内は、第１四半期は緊急事態宣言等により大きな影響を受けましたが、解除後は各地域の販売店や協会と協力して小規模な大会を全国各地で実施し、お客様のプレー機会を創出するとともに需要喚起に取り組みました。また、ソーシャルディスタンスを保てる屋外スポーツ需要の高まりによりテニス用品の販売が回復し、バドミントン用品も12月の国内大会の再開による市場の盛り上がりに伴い徐々に回復基調となりましたが、累計では減収となりました。

海外代理店向けの売上については、スポーツ活動が再開している地域において小規模な大会の実施等で需要喚起に努め、徐々に回復基調となりましたが、累計では主力のバドミントン用品を中心に減収となりました。

生産、調達面については、第１四半期は、各国の販売減少に伴い仕入れの抑制や国内自社工場における生産調整を行いましたが、徐々に需要が回復し、国内海外ともにテニスラケットが好調であること等から、第４四半期に入り自社工場は前年の水準を超える稼働となりました。

利益面については、各種大会の中止等により大会協賛等の広告宣伝費を含む販管費が大幅に減少したものの、減収及び第１四半期の国内自社工場における生産調整による売上総利益の減少が大きく、販管費の減少を上回りました。

この結果、売上高は29,009百万円（前期比23.9％減）、営業損失は1,283百万円（前期は448百万円の営業利益）となりました。

ロ.　[北米]

北米販売子会社では、2020年３月から新型コロナウイルス感染症拡大の影響を大きく受けたものの、５月以降はソーシャルディスタンスを保てるスポーツとしてテニスへの注目が高まり、大坂なおみ選手が９月の全米オープンで優勝したことや、そのプロモーション動画が好評であったこと等の話題を活かして、各地で試打機会を増やす取り組み等を行った結果、ラケットを中心にテニス用品が大きく伸長しました。一方で屋内競技であるバドミントンの販売回復が遅れていることに加え、一部地域では販売店の時短営業や休業、活動の規制が継続し、全体では累計で減収となりました。

利益面については、減収に伴い売上総利益が減少しましたが、各種大会の中止等による販管費の減少が売上総利益の減少を上回りました。

この結果、売上高は1,945百万円（前期比12.1％減）、営業利益は７百万円（前期は50百万円の営業損失）となりました。

ハ.　[ヨーロッパ]

売上については、ドイツ販売子会社では、2020年３月から新型コロナウイルス感染症拡大の影響を大きく受けたものの、５月以降はソーシャルディスタンスを保てるスポーツとしてテニスへの注目が高まり、ラケット等のテニス用品を中心に回復基調となっていました。しかし11月以降はロックダウンにより規制が再度強化され、販売店や競技施設が休業する等、累計では減収となりました。イギリス販売子会社では、2020年３月以降は新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受け、多くの販売店や屋内競技施設が休業しました。その後営業を再開した競技施設でも厳しい利用制限が設けられる等、人々の活動が停滞した状況が継続して減収とな

り、全体でも減収となりました。
利益面については、各種大会の中止等により販管費は減少したものの、減収による売上総利益の減少が大きく、販管費の減少を上回りました。
この結果、売上高は1,901百万円（前期比16.9%減）、営業損失は121百万円（前期は73百万円の営業損失）となりました。

ニ.　[アジア]
売上については、中国販売子会社では、新型コロナウイルス感染症拡大の影響で2020年２月はほぼ全ての販売店が休業し、体育館等の施設も閉鎖となり大きな影響を受けました。営業が再開した４月以降は各地域での小規模大会の開催や、ライブコマースで商品の機能面を効果的に発信する等新たな取り組みを行い、11月のオンラインセールでも好調で力強い回復をみせ、累計で前年並みまで回復しました。台湾子会社では、新型コロナウイルス感染症拡大により大会の中止が相次いだこと等から、販売店は営業を継続していたものの、人々の消費意欲が弱い状況が続きました。７月以降は国内大会が順次再開し、小規模大会やイベントの開催等による市場の活性化に取り組んだことで回復基調となりましたが、累計では減収となり、全体でも累計で減収となりました。
利益については、減収及び台湾製造部門の固定費負担により売上総利益は微減となりましたが、中国販売子会社の売上総利益率が改善したことに加え、各種大会の中止による広告宣伝費をはじめとする販管費が大幅に減少したため、増益となりました。
この結果、売上高は18,276百万円（前期比3.0%減）、営業利益は2,363百万円（前期比18.2%増）となりました。

これらの結果、各地域セグメントを合計したスポーツ用品事業の売上高は51,131百万円（前期比16.8%減）、営業利益は965百万円（前期比58.5%減）となりました。

②スポーツ施設事業
スポーツ施設事業の中核をなすヨネックスカントリークラブは、2020年４月の緊急事態宣言、冬季の積雪によるクローズで累計入場者数が減少したことや、ヨネックスレディスゴルフトーナメントの中止による関連収入が無くなった影響が大きく、減収となりました。利益については、減収に伴う売上総利益の減少に加え、人件費や設備維持に係る固定費の負担が重く営業損失となりました。

この結果、スポーツ施設事業の売上高は422百万円（前期比17.5%減）、営業損失は12百万円（前期は34百万円の営業利益）となりました。

（注）セグメント別の記載において、売上高については、「外部顧客への売上高」について記載し、営業損益については、「調整額」考慮前の金額によっております。

⑵ 資金調達についての状況

特記すべき事項はありません。

⑶ 設備投資の状況

当連結会計年度に実施した設備投資の総額は1,037百万円であり、その主なものは工場設備の増強及び本社内装工事によるものであります。

①当事業年度中に完成した主要設備

新潟工場	テニス製造設備の増強
本社	ビルフロア改装

②当事業年度において継続中の主要設備

本社	新基幹システムの導入

⑷ 直前３事業年度の財産及び損益の状況

①企業集団の財産及び損益の状況

区　　分	第　61　期	第　62　期	第　63　期	第64期（当期）
決　算　年　月	2018年３月	2019年３月	2020年３月	2021年３月
売　上　高（千円）	62,188,009	61,097,944	61,967,107	51,554,082
経　常　利　益（千円）	2,858,717	2,469,829	2,265,949	1,823,007
親会社株主に帰属する当期純利益（千円）	1,862,539	1,722,848	1,652,899	1,102,099
１株当たり当期純利益（円）	21.33	19.71	18.89	12.59
純　資　産　額（千円）	36,815,400	37,494,713	38,758,015	39,651,011
総　資　産　額（千円）	53,237,428	54,272,748	54,104,439	55,071,378
１株当たり純資産額（円）	421.54	428.36	442.81	452.82

（注）１．１株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数に基づき、また、１株当たり純資産額は、期末発行済株式総数に基づき算出しております。なお、それぞれ自己株式数を控除した株式数によって算出しております。

２．１株当たり当期純利益の算定において、「株式給付信託（J-ESOP）」導入において設定した株式会社日本カストディ銀行（信託Ｅ口）（資産管理サービス信託銀行株式会社より2020年７月27日付で商号変更）が保有する当社株式を自己株式として処理していることから、期中平均株式数から当該株式数を控除しております。

３．１株当たり純資産額の算定において、「株式給付信託（J-ESOP）」導入において設定した株式会社日本カストディ銀行（信託Ｅ口）（資産管理サービス信託銀行株式会社より2020年７月27日付で商号変更）が保有する当社株式を自己株式として処理していることから、期末発行済株式数から当該株式数を控除しております。

②事業報告作成会社の財産及び損益の状況

区　　分	第　61　期	第　62　期	第　63　期	第64期（当期）
決　算　年　月	2018年3月	2019年3月	2020年3月	2021年3月
売　上　高（千円）	49,392,939	49,048,791	48,505,393	38,980,150
経　常　利　益（千円）	1,262,152	1,429,923	1,344,218	468,262
当　期　純　利　益（千円）	988,664	723,923	1,191,611	465,412
1株当たり当期純利益（円）	11.32	8.28	13.62	5.32
純　資　産　額（千円）	32,778,399	33,054,340	33,881,659	34,020,624
総　資　産　額（千円）	47,432,287	47,931,581	47,517,236	47,773,705
1株当たり純資産額（円）	375.30	378.04	387.10	388.52

（注）1．1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数に基づき、また、1株当たり純資産額は、期末発行済株式総数に基づき算出しております。なお、それぞれ自己株式数を控除した株式数によって算出しております。

2．1株当たり当期純利益の算定において、「株式給付信託（J-ESOP）」導入において設定した株式会社日本カストディ銀行（信託E口）（資産管理サービス信託銀行株式会社より2020年7月27日付で商号変更）が保有する当社株式を自己株式として処理していることから、期中平均株式数から当該株式数を控除しております。

3．1株当たり純資産額の算定において、「株式給付信託（J-ESOP）」導入において設定した株式会社日本カストディ銀行（信託E口）（資産管理サービス信託銀行株式会社より2020年7月27日付で商号変更）が保有する当社株式を自己株式として処理していることから、期末発行済株式数から当該株式数を控除しております。

⑸ 対処すべき課題

スポーツ用品業界におきましては、2020年度に世界的に拡大した新型コロナウイルス感染症の影響により、今もなお厳しい市場環境が続いております。この影響は世界中の人々の消費行動だけでなく価値観も大きく変えることとなりました。当社としましては、コロナ禍を契機として人々の健康志向が益々高まり、スポーツの重要性が高まることが見込まれるなか、これまで培ってきた技術を磨き、お客様の期待を超える「新たな価値」を創造していくことが最重要課題だと認識しております。

当社は、経営理念「独創の技術と最高の製品で世界に貢献する」に基づき、いいものづくりとグローバルでのスポーツの普及・振興活動を通じて、人々の健康と豊かな生活に資する企業を目指しております。この経営ビジョンの実現に向けた重点分野として、以下の取り組みに注力し業績の回復に努めるとともに、なお一層の事業のグローバル化へ成長を加速させていきます。

・2021年度の重点分野
①グローバルでのプレー機会創出
②中国を中心とするアジアにおけるバドミントン事業の成長
③欧米におけるテニスのブランド認知向上とマーケティング強化
④DX（デジタルトランスフォーメーション）の推進

また、昨今、世界中に蔓延している新型コロナウイルス感染症への対応だけでなく、気候変動など深刻化が進む環境問題や、人権への取り組みなどの課題も重要性を増しています。そして環境や社会を巡る課題が、企業の研究開発、調達、生産、委託先を含む従業員の労働環境から、販売、消費、廃棄に至るまで、さまざまな場面で企業活動に大きな影響を与えており、それらに対する取り組み姿勢や体制、リスク管理が企業経営そのものの持続性に関わる重要な経営課題として認識しています。これらの課題と真摯に向き合い、時代の変化に対応していかなければ、持続的な成長は難しくなると考えています。

当社では2019年に「ヨネックスのサステナビリティ（方針・考え方）」を取締役会にて制定しており、今後も環境（E）、社会（S）、ガバナンス（G）の観点から、社会の持続可能性を巡る課題に対して、解決に貢献すべく事業活動を展開してまいります。上記に掲げた重点分野に加え、以下の取り組みも優先的に重点課題として推進していきます。

・サステナビリティへの取り組み　重点課題
①脱炭素社会の実現に向けた環境への取り組み
②サプライチェーンの管理体制の構築
③コーポレートガバナンス体制の強化

急激な時代の変化にある今だからこそ、変化に迅速に対応すべく上記の取り組みを軸に、将来へ向けて新たな仕組みを構築し改革に挑戦してまいります。そしてダイバーシティを推進することで多様な観点からの意思決定ができる組織づくりを目指すとともに、将来世代を含むすべてのステークホルダーの方々との信頼関係の構築を深め、中長期的な企業価値の向上を目指してまいります。

株主の皆様におかれましては、何卒ご理解賜りまして、なお一層のご指導、ご支援をお願い申し上げます。

(6) 主要な事業内容（2021年３月31日現在）

当社グループは、スポーツ用品事業としてバドミントン・テニス・ゴルフ・その他スポーツ用品の製造・販売を、スポーツ施設事業としてゴルフ場事業を主な事業としております。

事業	区分	売上構成比		
		第６２期	第６３期	第６４期（当期）
バドミントン用品	ラケット、シャトルコック、ストリング、シューズ	57.2%	56.9%	55.9%
テニス用品	ラケット、ストリング、シューズ、ボール	13.7%	13.7%	14.4%
ゴルフ用品	クラブ、キャディバッグ、シューズ、アクセサリー他	1.8%	1.7%	2.0%
ウェア・その他	ウェア、バッグ、アクセサリー、スノーボード、ウォーキングシューズ、ゴルフ場他	27.3%	27.7%	27.7%

(注) スポーツ施設事業を含め表示しております。

(7) **主要な拠点等**（2021年３月31日現在）

当社	本社	東京都文京区湯島三丁目23番13号
	生産拠点	新潟工場（新潟県長岡市）、東京工場（埼玉県草加市）
	営業拠点	大阪支店（大阪市天王寺区）、名古屋支店（名古屋市中区）、 福岡営業所（福岡市博多区）、仙台営業所（仙台市宮城野区）、 札幌営業所（札幌市北区）
	物流拠点	東日本物流センター（埼玉県草加市） 西日本物流センター（大阪市天王寺区）
	ゴルフ場	ヨネックスカントリークラブ（新潟県長岡市）
子会社	国内	東洋造機㈱（埼玉県新座市）
	海外	YONEX CORPORATION （アメリカ カリフォルニア州 トーランス市） YONEX U.K. LIMITED（イギリス ロンドン市） YONEX GmbH（ドイツ ノルドライン ヴェストファーレン州 ヴィリッヒ市） YONEX TAIWAN CO.,LTD.（中華民国 台中市） YONEX SPORTS（CHINA）CO.,LTD.（中華人民共和国 上海市） YONEX INDIA PRIVATE LIMITED（インド カルナータカ州 バンガロール）

(8) **従業員の状況**（2021年３月31日現在）

①企業集団の従業員の状況

部門	従業員数	前連結会計年度末比増減
スポーツ用品事業	1,759名	30名減
スポーツ施設事業	26名	－
合計	1,785名	30名減

②事業報告作成会社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
1,231名	46名減	39.1才	15.4年

（注）上記の他に常勤嘱託88名がおります。

⑼ 主要な借入先の状況（2021年３月31日現在）

借　入　先	借　入　額
㈱三菱ＵＦＪ銀行	909百万円
㈱第四北越銀行	806百万円
㈱三井住友銀行	687百万円
㈱みずほ銀行	88百万円
㈱北都銀行	7百万円

⑽ 重要な子会社の状況

会　社　名	資　本　金	議決権比率	主要な事業内容
YONEX CORPORATION	23,000千米ドル	100%	当社製品の販売
YONEX U.K. LIMITED	2,995千英ポンド	100%	当社製品の販売
YONEX GmbH	242千ユーロ	100%	当社製品の販売
YONEX TAIWAN CO.,LTD.	60,000千台湾元	100%	当社製品の製造販売
YONEX SPORTS（CHINA）CO.,LTD.	63,180千中国元	100%	当社製品の販売
YONEX INDIA PRIVATE LIMITED	540,000千印ルピー	100%	当社製品の製造
東洋造機㈱	10,000千円	100%	当社製品の製造

（注）YONEX GmbH には、資本準備金が2,185千ユーロあります。

2．株式に関する事項

株式の状況（2021年３月31日現在）

⑴　発行可能株式総数　360,000,000株
⑵　発行済株式の総数　93,620,800株
⑶　株主数　14,595名
⑷　大株主

株主名	持株数	持株比率
公益財団法人ヨネックススポーツ振興財団	9,486千株	10.8%
NATIONAL FINANCIAL SERVICES LLC	5,801	6.6
株式会社日本カストディ銀行（信託Ｅ口）	4,717	5.4
米山修一	4,280	4.9
公益財団法人新潟県インドアスポーツ振興米山財団	4,000	4.6
ヨネックス取引先持株会	3,726	4.3
米山美恵子	3,292	3.8
米山勉	2,549	2.9
米山宏作	2,536	2.9
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	2,454	2.8

（注）１．上位10名の株主を記載しております。
２．持株比率は自己株式（5,960千株）を控除して計算しております。
なお、当該自己株式数には「株式給付信託（J-ESOP）」導入において設定した株式会社日本カストディ銀行（信託Ｅ口）（資産管理サービス信託銀行株式会社より2020年７月27日付で商号変更）が保有する当社株式96千株は含まれておりません。
３．前事業年度末において主要株主でなかった公益財団法人ヨネックススポーツ振興財団は、当事業年度末現在にて主要株主となっております。

⑸　当事業年度中に職務執行の対価として交付された株式
該当事項はありません。

3．新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4．会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の状況（2021年３月31日現在）

会社における地位	氏　　名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役会長	米山　　勉	YONEX CORPORATION 取締役会長、 YONEX U.K. LIMITED 取締役社長、YONEX GmbH 取締役会長、 YONEX TAIWAN CO.,LTD. 董事長、 YONEX SPORTS（CHINA）CO.,LTD. 董事長
代表取締役社長	林田　　草樹	
常務取締役	米山　　修一	総務本部長、法務室長
取締役	小林　　和夫	生産・技術本部長、新潟工場長、 YONEX TAIWAN CO.,LTD. 董事、 YONEX INDIA PRIVATE LIMITED 取締役
取締役	海老原　宏明	海外営業本部長、海外営業部長、 YONEX CORPORATION 取締役社長、 YONEX U.K. LIMITED 取締役、YONEX GmbH 取締役、 YONEX TAIWAN CO.,LTD. 董事、 YONEX SPORTS（CHINA）CO.,LTD. 董事
取締役	廣川　　亘	マーケティング本部長、グローバル戦略室長
取締役	マイケル　モリズミ	㈱パシフィックIR 代表取締役
取締役	大坪　富貴子	㈱Gold Communications 代表取締役、ミツフジ㈱社外取締役
常勤監査役	高橋　　良典	
監査役	丸山　　晴彦	
監査役	太田　　律子	㈱ヤマタネ社外監査役

（注）１．取締役マイケルモリズミ氏及び大坪富貴子氏は社外取締役であります。
２．監査役丸山晴彦氏及び太田律子氏は社外監査役であります。
３．監査役丸山晴彦氏は、税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
４．監査役太田律子氏は、税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
５．当社は、取締役マイケルモリズミ氏、大坪富貴子氏、監査役丸山晴彦氏及び太田律子氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
６．取締役大坪富貴子氏の兼職先である㈱Gold Communicationsは2021年４月30日付でsmartData Japan㈱に社名変更しております。

⑵ 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役及び監査役全員と会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該責任限定契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額を限度といたします。

⑶ 取締役及び監査役の報酬等

①当事業年度に係る報酬等の総額等

区分	報酬等の総額（百万円）	報酬等の種類別の総額（百万円）				対象となる役員の員数（名）
		基本報酬	業績連動賞与	株式報酬	退職慰労金	
取締役 （うち社外取締役）	184 （14）	153 （14）	－ （－）	6 （－）	23 （－）	8 （2）
監査役 （うち社外監査役）	22 （12）	22 （12）	－ （－）	－ （－）	－ （－）	3 （2）
合計 （うち社外役員）	207 （26）	176 （26）	－ （－）	6 （－）	23 （－）	11 （4）

（注）１．取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

２．株式報酬の額は、2019年８月16日に付与した譲渡制限付株式に係る当事業年度の費用計上額６百万円を記載しております。なお、当事業年度において譲渡制限付株式報酬は支給しておりません。

３．退職慰労金の額は、当事業年度に係る役員退職慰労引当金23百万円（取締役23百万円）を記載しております。2019年６月25日開催の第62回定時株主総会終結の時をもって社外取締役及び監査役の退職慰労金制度を廃止しております。

②業績連動報酬等（業績連動賞与）に関する事項

事業年度ごとの業績向上への意欲を高め、経営数値目標の達成を目指すべく、当社グループの「連結売上高」及び「連結営業利益」を指標とし、その目標の達成度合いに応じて算出された額を賞与として毎年一定の時期に支給することとしています。当該指標を選択した理由は、当社は業績連動賞与を単年度の業績評価指標に連動するものとして位置づけており、「連結売上高」を本業の成長性を示す指標、「連結営業利益」を本業の収益性を示す指標としていることによります。当該指標の当事業年度の実績は、連結売上高51,554百万円、連結営業利益1,032百万円であります。当事業年度の業績連動賞与については、新型コロナウイルス感染症拡大による業績影響に鑑み、2020年６月23日開催の取締役会において不支給とすることを決議しております。

③株式報酬（譲渡制限付株式）の内容

株式報酬は、譲渡制限付株式報酬制度を導入しております。取締役（社外取締役を除く。）の業績達成意欲を高め、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との価値の共有を一層進めることを目的とした制度です。取締役（社外取締役を除く。）に対して譲渡制限付株式の付与のために支給する報酬は金銭報酬債権とし、当社第62回定時株主総会にて決議いただいた金銭報酬債権の総額（年額100百万円以内）及び発行又は処分される普通株式の総数（年100,000株以内）の範囲内で、取締役（社外取締役を除く。）に対し、毎年一定の時期に支給しております。各取締役に対する具体的な割当数については、報酬諮問委員会による審議・答申を踏まえ、取締役会において、各取締役の職責等に応じて決定することとしております。

④取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

当社取締役の報酬限度額は、2019年６月25日開催の第62回定時株主総会において、基本報酬を年額200百万円以内、業績連動賞与を年額100百万円以内、譲渡制限付株式報酬を年額100百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。当該株主総会終結時における取締役の員数は８名（うち社外取締役２名）なお、業績連動賞与及び譲渡制限付株式報酬については、社外取締役は支給対象外。）と決議いただいております。

当社監査役の報酬限度額は、2007年６月28日開催の第50回定時株主総会において、年額40百万円以内（当該株主総会終結時における監査役の員数は３名）と決議いただいております。

⑤役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2021年２月18日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。当該取締役会の決議に際しては、あらかじめ決議する内容について報酬諮問委員会へ諮問し、答申を受けております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法等が取締役会で決議された決定方針と整合していることや、報酬諮問委員会からの答申が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容は次のとおりです。

イ．基本報酬に関する方針

固定かつ月例の金銭報酬とし、当社第62回定時株主総会にて承認を受けた年額200百万円の範囲内で、各取締役の役割と職責を考慮のうえ、同業他社の水準も参考に決定する。

ロ．業績連動報酬等に関する方針

短期インセンティブ報酬として、単年度の業績に基づき変動する金銭報酬とし、当社第62回定時株主総会にて承認を受けた年額100百万円の範囲内で、取締役（社外取締役を除く。）に対し、毎年一定の時期に支給する。

年度ごとの「連結売上高」及び「連結営業利益」を指標とし、支給額は、目標達成時の基準額を100%として、その達成度に応じて0～200%の範囲で変動するものとする。

ハ．株式報酬（譲渡制限付株式）に関する方針

中長期インセンティブ報酬として、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主との価値の共有を一層進めることを目的とした株式報酬（譲渡制限付株式）とし、当社第62回定時株主総会にて承認を受けた年額100百万円、年100,000株の範囲内で、取締役（社外取締役を除く。）に対し、毎年一定の時期に支給する（取締役に対し金銭報酬債権を支給し、当該債権の現物出資を受けることにより、当該取締役に対し株式を発行する）。各取締役に対する具体的な割当数については、報酬諮問委員会による審議・答申を踏まえ、取締役会において、各取締役の職責等に応じて決定する。

二．退職慰労金に関する方針

取締役（社外取締役除く。）の長年にわたる功労に報いるため、株主総会の承認決議を得たうえで、当該取締役の退任に際し、役員退職慰労金支給内規に基づき退職慰労金を支給する。

ホ．報酬等の割合に関する方針

基本報酬、業績連動賞与及び株式報酬の比率は、それぞれ70％：15％：15％となることを目安とする（業績連動賞与を基準額支給する場合）。なお、退職慰労金については、取締役の退任時に一括して支給されるものであるという性質に鑑み、その報酬に占める割合を定めない。

ヘ．報酬等の決定の委任に関する事項

取締役の個人別の報酬額のうち、基本報酬及び業績連動賞与の金額については、取締役会で決議された決定方針に基づき、取締役会から一任された代表取締役社長が、報酬諮問委員会による審議・答申を踏まえ決定する。

⑥取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

取締役会は、代表取締役社長林田草樹に対し各取締役の基本報酬の金額及び社外取締役を除く各取締役の業績連動賞与の金額の決定を委任しております。委任している理由は、当社全体の業績を俯瞰しつつ各取締役の担当事業の評価等を行うには代表取締役が最も適しているからであります。なお、委任された内容の決定にあたっては、事前に報酬諮問委員会がその妥当性等について確認しております。

⑷ 社外役員に関する事項

1．他の法人等との重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

・社外取締役マイケルモリズミ氏は、㈱パシフィックIRの代表取締役を兼任しております。
なお、当社と㈱パシフィックIRとの間には特別な利害関係はありません。

・社外取締役大坪富貴子氏は、㈱Gold Communications 代表取締役及びミツフジ㈱社外取締役を兼任しております。
なお、当社と㈱Gold Communications及びミツフジ㈱との間には特別な利害関係はありません。

（注）社外取締役大坪富貴子氏の兼職先である㈱Gold Communicationsは2021年４月30日付でsmartData Japan㈱に社名変更しております。

・社外監査役太田律子氏は、㈱ヤマタネの社外監査役を兼任しております。
なお、当社と㈱ヤマタネとの間には特別な利害関係はありません。

2．当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	出席状況、発言状況及び社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
社外取締役	マイケルモリズミ	当事業年度に開催された取締役会13回の全てに出席いたしました。 証券アナリストとして長年に亘り活躍し、経営分析に長けた幅広い識見と豊富な経験を有していることから、取締役会では当該視点から積極的に意見を述べております。特に資本政策、IR、マーケティング等に関する事項や投資判断において中長期視点での監督、助言等を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。また、報酬諮問委員会の委員長として、当事業年度に開催された委員会4回の全てに出席し、客観的・中立的立場で当社の役員報酬等の決定過程における監督機能を主導しております。
社外取締役	大 坪 富 貴 子	当事業年度に開催された取締役会13回の全てに出席いたしました。 国内外の企業において要職を歴任し、豊富な経験と財務に係る高度な知識やヘルスサービス、食による健康長寿等の多分野における専門的識見を有していることから、取締役会では当該視点から積極的に意見を述べております。特に健康分野に関する専門的な立場から新たな事業展開に関する助言や海外市場動向を踏まえたグローバル展開に関する監督、助言等を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。また、報酬諮問委員会の委員として、当事業年度に開催された委員会4回の全てに出席し、客観的・中立的立場で当社の役員報酬等の決定過程における監督機能を主導しております。
社外監査役	丸 山 晴 彦	当事業年度に開催された取締役会13回の全てに、また、監査役会16回の全てに出席いたしました。税理士として会計・税務等の専門的知見及び長年の豊富な経験に基づき、公正な意見表明を行い、意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。
社外監査役	太 田 律 子	当事業年度に開催された取締役会13回の全てに、また、監査役会16回の全てに出席いたしました。税務行政を通じた豊富な経験と幅広い見識に基づき公正な意見表明を行い、意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。

5．会計監査人に関する事項

⑴　会計監査人の名称　　有限責任監査法人トーマツ

⑵　報酬等の額

	支　　払　　額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	46百万円
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	46百万円

（注）1．当社のすべての子会社は、当社の会計監査人以外の公認会計士又は監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む。）の監査（会社法又は金融商品取引法（これらの法律に相当する外国の法令を含む。）の規定によるものに限る。）を受けております。

2．当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額はこれらの合計額を記載しております。

3．監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

⑶　会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査役会は、会社法第340条第１項各号のいずれかに該当すると判断した場合は、監査役全員の同意により、会計監査人を解任します。この場合、監査役会が選任した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

連結貸借対照表

(2021年3月31日現在)

(単位：千円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		**(負債の部)**	
流動資産	**34,939,920**	**流動負債**	**8,536,880**
現金及び預金	13,271,140	支払手形及び買掛金	2,977,285
受取手形及び売掛金	11,181,143	未払金	1,909,899
商品及び製品	6,558,897	短期借入金	79,929
仕掛品	1,383,937	1年内返済予定の長期借入金	840,555
原材料及び貯蔵品	1,229,181	未払法人税等	344,550
その他	1,351,563	未払消費税等	3,732
貸倒引当金	△35,943	賞与引当金	778,380
固定資産	**20,131,457**	ポイント引当金	267,110
有形固定資産	**16,861,359**	その他	1,335,436
建物及び構築物	5,484,240	**固定負債**	**6,883,485**
機械装置及び運搬具	1,471,937	長期借入金	1,659,166
工具、器具及び備品	392,721	退職給付に係る負債	2,919,957
コース勘定	189,238	役員退職慰労引当金	261,720
立木	7,668	株式給付引当金	21,838
土地	8,673,400	長期預り保証金	1,888,537
リース資産	32,308	その他	132,264
使用権資産	289,470	**負債合計**	**15,420,366**
建設仮勘定	320,375	**(純資産の部)**	
無形固定資産	**682,830**	**株主資本**	**40,664,345**
のれん	160,667	**資本金**	**4,706,600**
その他	522,162	**資本剰余金**	**7,682,310**
投資その他の資産	**2,587,267**	**利益剰余金**	**29,510,927**
投資有価証券	131,037	**自己株式**	**△1,235,492**
長期預金	400,000	**その他の包括利益累計額**	**△1,013,333**
繰延税金資産	1,535,467	**その他有価証券評価差額金**	**30,810**
その他	521,512	**為替換算調整勘定**	**△882,027**
貸倒引当金	△750	**退職給付に係る調整累計額**	**△162,116**
		純資産合計	**39,651,011**
資産合計	**55,071,378**	**負債・純資産合計**	**55,071,378**

連結損益計算書

（2020年４月１日から
2021年３月31日まで）

（単位：千円）

科目	金額	
売上高		**51,554,082**
売上原価		**30,270,521**
売上総利益		**21,283,560**
販売費及び一般管理費		**20,251,176**
営業利益		**1,032,384**
営業外収益		
受取利息	28,438	
受取賃貸料	14,781	
為替差益	66,947	
助成金収入	671,667	
その他	51,707	833,541
営業外費用		
支払利息	35,717	
支払手数料	1,003	
売上割引	2,198	
その他	3,999	42,918
経常利益		**1,823,007**
特別利益		
国庫補助金	288,515	288,515
特別損失		
減損損失	3,024	3,024
税金等調整前当期純利益		**2,108,498**
法人税、住民税及び事業税	752,703	
法人税等調整額	253,695	1,006,399
当期純利益		**1,102,099**
親会社株主に帰属する当期純利益		**1,102,099**

貸借対照表

(2021年3月31日現在)

(単位：千円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		**(負債の部)**	
流動資産	**25,478,832**	**流動負債**	**7,551,260**
現金及び預金	6,132,706	支払手形	3,380
受取手形	2,853,991	買掛金	3,513,393
売掛金	10,083,048	1年内返済予定の長期借入金	840,555
商品及び製品	2,851,439	リース債務	13,345
仕掛品	1,194,799	未払金	1,512,894
原材料及び貯蔵品	1,161,889	未払費用	538,820
前払費用	497,019	未払法人税等	84,246
関係会社短期貸付金	28,080	預り金	70,694
その他	681,833	賞与引当金	644,949
貸倒引当金	△5,972	ポイント引当金	267,110
固定資産	**22,294,872**	その他	61,870
有形固定資産	**15,133,185**	**固定負債**	**6,201,820**
建物	4,534,799	長期借入金	1,659,166
構築物	218,471	リース債務	14,938
機械及び装置	1,345,414	退職給付引当金	2,669,787
車両運搬具	5,531	役員退職慰労引当金	261,720
工具、器具及び備品	269,179	株式給付引当金	21,838
コース勘定	189,238	長期預り保証金	1,558,450
立木	7,668	その他	15,917
土地	8,347,651	**負債合計**	**13,753,080**
リース資産	26,060	**(純資産の部)**	
建設仮勘定	189,171	**株主資本**	**33,989,814**
無形固定資産	**461,726**	**資本金**	**4,706,600**
投資その他の資産	**6,699,960**	**資本剰余金**	**7,682,310**
投資有価証券	130,922	資本準備金	7,483,439
関係会社株式	2,503,360	その他資本剰余金	198,870
関係会社出資金	1,376,196	**利益剰余金**	**22,836,396**
関係会社長期貸付金	274,193	利益準備金	281,535
長期預金	400,000	その他利益剰余金	22,554,860
繰延税金資産	1,615,453	別途積立金	19,010,000
その他	400,584	繰越利益剰余金	3,544,860
貸倒引当金	△750	**自己株式**	**△1,235,492**
		評価・換算差額等	**30,810**
		その他有価証券評価差額金	**30,810**
		純資産合計	**34,020,624**
資産合計	**47,773,705**	**負債・純資産合計**	**47,773,705**

損 益 計 算 書

（2020年４月１日から
2021年３月31日まで）

（単位：千円）

科目	金額	
売上高		**38,980,150**
売上原価		**25,555,957**
売上総利益		**13,424,192**
販売費及び一般管理費		**14,726,506**
営業損失		**△1,302,314**
営業外収益		
受取利息	12,594	
受取配当金	1,093,941	
為替差益	63,537	
助成金収入	561,986	
その他	50,035	1,782,095
営業外費用		
支払利息	8,243	
支払手数料	1,003	
売上割引	2,198	
その他	72	11,518
経常利益		**468,262**
特別損失		
関係会社株式評価損	106,183	106,183
税引前当期純利益		**362,079**
法人税、住民税及び事業税	23,537	
法人税等調整額	△126,870	△103,333
当期純利益		**465,412**

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2021年5月11日

ヨネックス株式会社
取締役会　御中

有限責任監査法人　トーマツ
東　京　事　務　所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	藤　井　淳　一　㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	佐　藤　　元　㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、ヨネックス株式会社の2020年４月１日から2021年３月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ヨネックス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2021年5月11日

ヨネックス株式会社
取締役会　御中

有限責任監査法人　トーマツ
東　京　事　務　所

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　藤　井　淳　一　㊞

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　佐　藤　　元　㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、ヨネックス株式会社の2020年４月１日から2021年３月31日までの第64期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告

監　査　報　告　書

2021年５月17日

ヨネックス株式会社
　代表取締役社長 林　田　草　樹　殿

ヨネックス株式会社　監査役会
常勤監査役　高　橋　良　典　㊞
監　査　役　丸　山　晴　彦　㊞
監　査　役　太　田　律　子　㊞

当監査役会は、2020年４月１日から2021年３月31日までの第64期事業年度の取締役の職務の執行に関して各監査役から監査の方法及び結果の報告を受け、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

⑴　監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

⑵　各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、インターネット等を経由した手段も活用しながら、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所に関して業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の執行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。なお、監査上の主要な検討事項については、有限責任監査法人トーマツと協議を行うとともに、その監査の実施状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記）について検討いたしました。

2．監査の結果

⑴　事業報告等の監査結果

①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

⑵　計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

⑶　連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

以　上

以　上

メ　モ

メ　モ

メ　モ

メ　モ

メ　モ

株主総会 会場ご案内図

会場　**東天紅上野店　３階　鳳凰の間**

東京都台東区池之端一丁目４番１号　　電　話03（3828）5111（代）

※開催場所が前年とは異なっておりますので、お間違いのないようご注意ください。

地下鉄	千代田線・湯島駅１番出口	徒歩３分
	銀座線・上野広小路駅Ａ３出口	徒歩10分
	大江戸線・上野御徒町駅Ａ３出口	徒歩10分
私鉄	京成線・京成上野駅	徒歩10分
ＪＲ	上野駅しのばず口	徒歩13分
	御徒町駅北口	徒歩13分

※会場には、本総会専用の駐車場のご用意はございませんので、ご了承ください。

UD FONT
FSC ミックス 責任ある木質資源を使用した紙 FSC® C013080
VEGETABLE OIL INK